

## 京都大学本部事務分掌規程

平成 17 年 9 月 15 日総長裁定制定  
平成 18 年 8 月 30 日総長裁定全部改正

### 第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成 16 年達示第 60 号）第 24 条の規定に基づき、京都大学事務本部における監査室、課、室及びセンターの所掌事務及びその分掌を定めるものとする。

### 第 2 章 総務部

#### （総務課）

第 2 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。
- (3) 儀式その他重要な行事に関すること。
- (4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (5) 個人情報保護に関すること。
- (6) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。
- (7) 本学の制度及び組織に関すること。
- (8) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。
- (9) 訟務に関すること。
- (10) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関すること。
- (11) 大学文書館に関すること。
- (12) 総長室に関すること。
- (13) その他他の部、課、室及びセンターの所掌に属しない事務を処理すること。

#### （企画課）

第 3 条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
- (4) 自己点検・評価に関すること。
- (5) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関すること。
- (6) 大学評価支援室に関すること。
- (7) 大学評価に係る調査及び分析に関すること。
- (8) 大学マネジメントに係る情報収集、分析及び戦略的な情報提供に関すること。

#### （広報課）

第 4 条 広報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 大学のホームページに関すること。
- (3) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 本学の総合案内に関すること。
- (5) 大学記者室との連絡調整に関すること。
- (6) 情報公開に関すること。
- (7) その他広報に関すること。

#### （事務改革推進室）

第 5 条 事務改革推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務の合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 事務組織の改革及び事務職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

(リスク管理課)

第6条 リスク管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学における各種リスクの分析、管理に関する事。
- (2) 本学の危機管理に関する規則、行動計画等の策定に関する事。
- (3) 防火・防災に関する事。
- (4) 盗難防止対策等の策定に関する事。

(人事課)

第7条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事制度に関する事。
- (2) 人事評価に関する事。
- (3) 研修等に関する事。
- (4) 事務職員の人事計画に関する事。
- (5) 定員管理に関する事。
- (6) 職員の任免等に関する事。
- (7) 職員の給与の決定、支給等に関する事。
- (8) 退職手当に関する事。
- (9) 源泉徴収税に係る法定調書及び各種届出に関する事。
- (10) 住民税に関する事。
- (11) その他人事に関する事務で職員課の所掌に属しない事務を処理する事。

(職員課)

第8条 職員課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 就業規則に関する事。
- (2) 懲戒、服務等に関する事。
- (3) ハラスメントの防止に関する事。
- (4) 栄典及び表彰に関する事。
- (5) 労働組合に関する事。
- (6) 社会保険及び雇用保険に関する事。
- (7) 共済組合に関する事。
- (8) 職員のレクリエーションに関する事。
- (9) 勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険に関する事。

### 第3章 渉外部

(渉外企画課)

第9条 渉外企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 渉外企画に関する事。
- (2) 京都大学基金に関する事。
- (3) 本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関する事。
- (4) その他渉外に関する事務で社会連携推進課の所掌に属しない事務を処理する事。

(社会連携推進課)

第10条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公開講座等に関する事。
- (2) 総合博物館に関する事。
- (3) その他社会との連携に関し、連絡調整する事。

### 第4章 財務部

(財務課)

第11条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 概算要求に関する事。
- (3) 予算に関する事。

- (4) 資金運用に関すること。
  - (5) その他会計に関する事務で監理課、経理課及び資産課の所掌に属しない事務を処理すること。
- (監理課)

第12条 監理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財務関係規程に関すること。
- (2) 部局における財務管理の状況把握に関すること。
- (3) 決算に関すること。
- (4) 財務諸表等の作成に関すること。

(経理課)

第13条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 資金の管理に関すること。
- (2) 債権管理に関すること。
- (3) 特定調達契約及び一括契約に関すること。
- (4) 旅費及び謝金の支給に関すること。
- (5) 事務本部における予算及び経理の事務に関すること。

(資産課)

第14条 資産課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 固定資産の取得、処分及び活用に関すること。
- (2) 宿舍等に関すること。

## 第5章 施設部

(企画課)

第15条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備等に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 施設整備等に係る企画、立案及び予算の経理に関すること。
- (3) 工事等の入札及び契約に関すること。
- (4) 施設設備等に係る中長期整備計画に関すること。
- (5) 施設の実態調査及びスペースの有効活用に関すること。
- (6) その他施設整備等に関する事務で環境安全保健課、整備課及び管理課の所掌に属しない事務を処理すること。

(環境安全保健課)

第16条 環境安全保健課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 環境安全保健に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 環境安全保健に係る予算の経理に関すること。
- (3) 環境安全保健機構に関すること。
- (4) 環境安全保健のマネジメントに関すること。

(整備課)

第17条 整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備の実施に関すること。
- (2) 部局の施設整備に係る指導及び助言に関すること。
- (3) その他施設整備に係る技術的専門事項に関すること。

(管理課)

第18条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設の維持保全に関すること。
- (2) 電気設備の安全及び保安に関すること。
- (3) 電気、ガス及び水のエネルギー管理に関すること。
- (4) 吉田団地における基幹設備の運転管理に関すること。
- (5) 部局の維持管理に係る指導及び助言に関すること。
- (6) 共用施設の管理に関すること。
- (7) 本部構内の環境美化に関すること。

(8) その他施設管理に係る技術的専門事項に関すること。

## 第6章 情報部

(情報推進課)

第19条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子事務局に関すること。
- (2) 事務用電子計算機システムの運用及び維持管理に関すること。
- (3) 業務システムの企画、開発及び維持管理に関すること。
- (4) 国立学校汎用システムの維持管理及び連絡調整に関すること。
- (5) 本部の事務組織等情報セキュリティに関すること。
- (6) 情報環境機構に関すること(情報基盤課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 学術情報メディアセンターに関すること。
- (8) その他情報環境に関する事務で情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。

(情報基盤課)

第20条 情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 全国共同利用及び学内共同利用に関すること。
- (2) 学術情報ネットワークシステム(KUINS)、遠隔講義支援システム、教育用コンピュータシステム、語学教育システム、スーパーコンピュータシステム、汎用コンピュータシステム及び全学認証基盤システムの運用及び維持管理に関すること。
- (3) 全学の情報セキュリティに関すること。
- (4) 全学のソフトウェアライセンス管理等に関すること。
- (5) その他全学情報基盤の整備、維持管理等に関すること。

## 第7章 学務部

(学生課)

第21条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の厚生補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の課外活動に関すること。
- (3) カウンセリングセンターに関すること(職員課の所掌に属するものを除く。)
- (4) その他学生の厚生補導に関する事務で他に属しないこと。

(奨学厚生課)

第22条 奨学厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の奨学金に関すること。
- (2) 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。
- (3) 学生のアルバイト及び下宿のあっ旋に関すること。
- (4) 学生の寄宿舍に関すること。
- (5) 学生の厚生事業に関すること。
- (6) 学生の補導に関すること。
- (7) その他学生の厚生福祉に関すること。

(キャリアサポートセンター)

第23条 キャリアサポートセンターにおいては、学生の進路に関する事務をつかさどる。

(教務企画課)

第24条 教務企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の身分に関すること。
- (3) 学位に関すること。
- (4) 教育に係る競争的資金に関すること。
- (5) ジュニアキャンパス等教育事業に関すること。
- (6) その他教務に関すること。

(共通教育推進課)

第25条 共通教育推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高等教育研究開発推進機構に関すること。
  - (2) 高等教育研究開発推進センターに関すること。
- (入試企画課)

第26条 入試企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 入学者選抜方法の改善に関すること。
- (3) 大学入試センター試験の実施にすること。
- (4) 入学者選抜に係る情報提供に関すること。
- (5) その他入学者選抜に関すること。

## 第8章 研究国際部

(研究推進課)

第27条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 研修員、内地研究員等に関すること(国際交流課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 科学研究費補助金、その他研究関連補助金に関すること。
- (4) 各種研究プロジェクト、研究助成金等の公募に関すること。
- (5) 競争的資金等の獲得に係る企画・立案等に関すること。
- (6) 寄附金の受入れに関すること。
- (7) 安全保障輸出管理に関すること。
- (8) 競争的資金等の適正使用に関すること。
- (9) 女性研究者支援センターに関すること。
- (10) 次世代研究者育成センターに関すること。
- (11) その他研究国際部の所掌事務で産官学連携課、国際交流課及び留学生課の所掌に属しない事務を処理すること。

(産官学連携課)

第28条 産官学連携課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 産官学連携事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。
- (3) 発明、特許権等の知的財産に関すること。
- (4) 産官学連携本部に関すること。
- (5) その他産官学連携に関する事務で他に属しないこと。

(国際交流課)

第29条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 海外渡航に関すること。
- (3) 外国人研究者等の受入れに関すること。
- (4) 海外の大学等学術機関との交流に関すること(留学生課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 政府間の科学技術協力事業その他国際協力事業に関すること。
- (6) 文部科学省等の国際交流事業に関すること。
- (7) 海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。
- (8) 国際交流推進機構に関すること(留学生課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 国際交流会館に関すること。
- (10) 外国人研究者の在留資格認定証明書代理申請に関すること。
- (11) 外国人研究者及び外国人留学生等に対する情報提供に関すること。
- (12) 外国人留学生の宿舍及び各種補助に関すること。
- (13) その他国際交流に関する事務で留学生課の所掌に属しない事務を処理すること。

(留学生課)

第30条 留学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留学生に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 外国人留学生の受入れに関すること。
- (3) 学生の海外留学に関すること。
- (4) 国際交流推進機構国際交流センターに関すること。
- (5) その他留学生に関する事務で他に属しないこと。

## 第9章 監査室

### (監査室)

第31条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査に関すること。
- (2) 監事監査の支援に関すること。
- (3) 公益通報に関すること。

## 第10章 その他

第32条 第2条から前条までに定める室、部課及びセンターにおける事務の分掌は、当該室長、部長又はセンター長が定める。

### 附 則

この規程は、平成18年8月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

### 附 則

この規程は、平成23年5月31日から施行し、平成23年4月1日から適用する。